

特定非営利活動法人 総合型地域スポーツクラブさんさん

地域クラブ活動規約

第1章 総則

(目的)

第1条

本規約は、特定非営利活動法人総合型地域スポーツクラブさんさん（以下「本クラブ」という）が、四日市市の定める地域クラブ活動として、適正かつ継続的に活動するために必要な事項を定めることを目的とする。

本クラブは、学校部活動の教育的意義を継承・発展させ、生徒が生涯にわたりスポーツに親しむ基盤づくりと、心身の健全な育成を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条

本クラブは、生徒の自主的・自発的な参加を尊重し、勝利至上主義に偏らず、心身の健全な育成と生涯スポーツにつながる活動を行うものとし、次の基本方針をもって運営する。

1. 生徒の自主的・自発的な参加を尊重すること
2. 勝利至上主義に偏らないこと
3. 生徒・保護者・指導者にとって無理のない持続可能な活動とすること
4. 四日市市地域クラブ活動ガイドラインを遵守すること

(事業上の位置づけ)

第3条

本規約に基づく地域クラブ活動は、特定非営利活動法人総合型地域スポーツクラブさんさん定款第5条①②③④に基づく事業として実施する。

第2章 参加者

(対象)

第4条

本クラブの地域クラブ活動には、市内に在住する中学生で、活動を希望する者が参加できるものとし、次の原則によるものとする。

1. 参加は本人の意思によるものとする。
2. 学校と情報共有を行い、生徒の生活全体に配慮する。

(参加区分)

第5条

地域クラブ活動に参加する中学生は、特定非営利活動法人総合型地域スポーツクラブさんさん定款第6条に定めるサークル会員として参加する。

第3章 運営体制

(運営主体)

第6条

地域クラブ活動の運営主体は本クラブとし、理事会の統括のもと、担当理事、クラブマネージャー及び事務局が実務を担う。

(学校等との連携)

第7条

本クラブは、四日市市教育委員会、関係中学校、競技団体等と連携し、生徒の安全と健全育成に配慮した活動を行う。

第4章 指導者

(指導者の選任)

第8条

指導者は、専門性及び指導者としての適格性を有する者の中から、本クラブが選任する。

(遵守事項及び違反時の対応)

第 9 条

指導者は、体罰、ハラスメントその他不適切な言動を行ってはならない。

2 指導者が本規約、関係法令、四日市市地域クラブ活動ガイドライン、または本クラブの定める指導方針に違反した場合、本クラブは、事案の内容及び程度に応じ、次の措置を講ずることができる。

- (1) 口頭又は書面による注意・是正指導
- (2) 一定期間の指導停止
- (3) 地域クラブ活動指導者としての登録解除

3 前項の措置を行うにあたっては、当該指導者に対し、事前に弁明の機会を与えるものとする。

4 措置の決定は、理事会の決議により行うものとする。

第 5 章 活動及び安全管理

(活動計画)

第 10 条

本クラブは、年間及び月間の活動計画を策定し、保護者に周知する。

(活動時間・休養日)

第 11 条

活動時間及び休養日は、四日市市地域クラブ活動ガイドラインを遵守する。

活動時間は、平日は 2 時間以内、休日は 3 時間程度とする。

また、週 2 日以上以上の休養日を設け、そのうち 1 日は土日に設定する。

(安全管理)

第 12 条

本クラブは、事故防止及び緊急時対応体制を整備し、生徒の安全を最優先とする。

第6章 費用及び保険

(会費)

第13条

会費は、定款及び理事会の定めに基づき設定する。

ただし、地域クラブ活動に参加する中学生の会費は公費の財源を活用し、出来る限り低廉な価格とする

(保険)

第14条

本クラブは、参加者及び指導者について、スポーツ安全保険等に加入するものとする。

ただし、市においてスポーツ安全保険等に加入する場合は、この限りでない。

第7章 規約の位置づけ

(細則)

第15条

本規約は、特定非営利活動法人総合型地域スポーツクラブさんさんの定款及び関係法令に基づき、地域クラブ活動を適正に実施するため、理事会の決議により定める運営上の規程であり、定款に反しない範囲で適用されるものとする。

附則

本規約は、令和8年4月1日より施行する。